

## 2014 強化指定選手の選考に関する規定

東京都自転車競技連盟は、透明性のある選手選考を明確にするため、下記の通り強化指定選手の選考について定める。

### 1. 趣旨

東京都自転車競技連盟強化指定選手（以下、強化指定選手という。）は国民体育大会で優秀な成績を残す事を目的とし、強化委員会の指導により、合宿及び大会に参加する事とする。

### 2. 強化指定選手の認定期間と人数

- ① 認定期間 1年間、11月（国体終了）～10月（国体）とする。
- ② 決定時期：（成年・少年）第1回11月、第2回国体予選会後。
- ③ その他、ブロック大会以上の大会結果を参考に入れ替えを行う
- ④ 人数については、原則、成年10名・少年10名・女子5名以内とする。

### 3. 強化指定選手の選考基準

- ア、原則、国体予選会の結果、選手の総合力を判断して選考するが、他の大会が重なって、予選会に出場できない場合は、高体連・学連・実業団の大会で上位入賞者から総合力を判断して選考する。
- イ、各団体に加盟していない選手は、記録会・国体予選会の結果で判断し、選考する。
- ウ、（ア、イ）の中から、トラック（短距離・中距離・長距離）・ロードを総合的に判断し強化委員会が選考する。その後理事会で決定する。

### 4. 強化指定選手の変更

強化指定選手は、連盟の主催する強化合宿・及び各種大会の結果から、総合判断で選手の入れ替えを行う。

### 5. 強化指定選手の取り消し

各種大会において、選手としてふさわしくない行為が認められたとき。  
本人から、辞退の申し出があったとき。

### 6. 規定の実施

この規定の実施に関して必要な事項は、強化委員会の議を経て、理事会で決定する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

以上